



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年5月22日火曜日 第1863号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... 591

### 告 示

- 土地改良区役員の就退任の届出..... 592
- 土地改良区の定款変更の認可..... 592
- 土地改良区連合の定款変更の認可..... 593
- 県営土地改良事業の工事の完了(5件)..... 593
- 保安林の指定..... 593
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間(2件)..... 594
- 建設業者の許可の取消し..... 594
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 595
- 道路の供用開始(県道壬生川丹原線)..... 597
- 道路の区域変更(県道今治波方港線)..... 598
- 道路の供用開始( " )..... 598
- 道路の区域変更(県道久谷森松停車場線)..... 598
- 道路の供用開始( " )..... 598
- 道路の供用開始(県道砥部伊予松山線)..... 599

- 道路の区域変更(県道河中平井停車場線)..... 599
- 道路の供用開始( " )..... 599
- 道路の区域変更(県道久米垣生線)..... 600
- 道路の供用開始( " )..... 600
- 道路の区域変更(県道小田柳谷線)..... 600
- 道路の供用開始( " )..... 600
- 道路の区域変更(県道野村柳谷線)..... 601
- 道路の供用開始(県道大洲保内線)..... 601
- 開発行為に関する工事の完了..... 601

### 訓 令

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... 601

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 602

クリーニング師試験の施行..... 603

### 教育委員会公告

平成20年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... 603

## 規 則

### ○愛媛県規則第25号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加戸守行

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表1(第3条関係)</b> 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>基本額 避難所設置費 <u>1人1日当たり300円</u></p> <p>加算額 省略</p>	<p><b>別表1(第3条関係)</b> 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>基本額 避難所設置費 <u>100人1日当たり30,000円</u></p> <p>加算額 省略</p>

エ 省略

(2) 応急仮設住宅

ア 省略

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,326,000円以内とする。

ウ～キ 省略

2 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から 9月まで	円 <u>17,300</u>	円 <u>22,300</u>	円 <u>32,800</u>	円 <u>39,300</u>	円 <u>49,800</u>	円 <u>7,300</u>
冬季	10月から 翌年3月 まで	<u>28,600</u>	<u>37,000</u>	<u>51,600</u>	<u>60,500</u>	<u>75,900</u>	<u>10,400</u>

(4) 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から 9月まで	円 <u>5,600</u>	円 <u>7,600</u>	円 <u>11,400</u>	円 <u>13,800</u>	円 <u>17,500</u>	円 <u>2,400</u>
冬季	10月から 翌年3月 まで	<u>9,100</u>	<u>12,000</u>	<u>16,900</u>	<u>20,000</u>	<u>25,400</u>	<u>3,300</u>

エ 省略

4～12 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第 932 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

エ 省略

(2) 応急仮設住宅

ア 省略

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,342,000円以内とする。

ウ～キ 省略

2 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から 9月まで	円 <u>17,200</u>	円 <u>22,100</u>	円 <u>32,600</u>	円 <u>39,000</u>	円 <u>49,500</u>	円 <u>7,200</u>
冬季	10月から 翌年3月 まで	<u>28,400</u>	<u>36,700</u>	<u>51,200</u>	<u>60,100</u>	<u>75,400</u>	<u>10,300</u>

(4) 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から 9月まで	円 <u>5,600</u>	円 <u>7,500</u>	円 <u>11,300</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>17,400</u>	円 <u>2,400</u>
冬季	10月から 翌年3月 まで	<u>9,000</u>	<u>11,900</u>	<u>16,800</u>	<u>19,900</u>	<u>25,200</u>	<u>3,300</u>

エ 省略

4～12 省略

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34

○愛媛県告示第 933 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、四国中央市土居町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 934 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、道前道後土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 935 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	城ヶ谷地区	平成19年 2月15日

○愛媛県告示第 936 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	多伎地区	平成19年 3月20日

○愛媛県告示第 937 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	岩嶽地区	平成19年 1月12日

○愛媛県告示第 938 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	畑三郎下地区	平成19年 3月15日

○愛媛県告示第 939 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
担い手育成基盤整備事業	川根地区	平成13年11月30日

○愛媛県告示第 940 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林の所在場所  
西条市大浜字ヲトシ5953の 1、5953の 2、5959の 2、5981、字神子ノ谷5957、5959の 1、字ヨコイノ上5958、字小鳥越5960、5961、5977、字ヲトリ5962、字小棚5979、字小棚ノ上5980、字在所5982、5985、字在所東5988
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施設要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ヲトシ5953の 2・5981・字神子ノ谷5959の 1・字小鳥越5977・字小棚ノ上5980・字在所東5988（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所  
西条市丹原町古田乙 522 の 167
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施設要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
丹原町古田乙 522 の 167（次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所  
西条市河之内乙26の 1 から乙26の 3 まで、乙29、乙30

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
河之内乙26の1・乙29・乙30(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、乙26の3
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年5月22日から6月5日まで

○愛媛県告示第942号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年5月22日から6月5日まで

○愛媛県告示第941号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項

○愛媛県告示第943号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-18)第53号	平成18年10月20日	(株)亀山土建	山田 健三	今治市吉海町名20-3	平成19年4月2日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特-14)第1095号	平成14年5月23日	(株)戒田組	戒田 宗明	西条市楠甲322-1	平成19年4月2日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-17)第9786号	平成17年5月19日	(有)安川建設	安川 悟	松山市来住町1291	平成19年4月3日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-14)第4682号	平成14年6月15日	(有)池内工務店	池内 保	伊予市宮下字新屋敷340-1	平成19年4月5日	建築工事業	建設業の廃止
(般-17)第5400号	平成17年7月28日	井上電設	井上 國敏	八幡浜市松柏甲33-3	平成19年4月5日	電気工事業	建設業の廃止
(般-15)第15498号	平成16年2月26日	梶田組	梶田 幸蔵	松山市市坪北1-12-15	平成19年4月5日	大土工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-14)第1816号	平成14年10月26日	七生建設	松本 英作	松山市北井門2-29-28	平成19年4月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第15202号	平成14年12月4日	(有)成和土木	中村 義人	松山市会津町3-1	平成19年4月6日	土木工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
(般-17)第3804号	平成18年3月15日	祖母井サッシュ設備工業所	祖母井 實	大洲市西大洲1199	平成19年4月13日	建具工事業	建設業の廃止
(般-14)第4698号	平成14年6月22日	上甲建設	上甲 浩	大洲市柚木358-20	平成19年4月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般-17)第3304号	平成17年7月5日	岩堰電気設備	藤家 静雄	松山市溝辺町甲273	平成19年4月16日	電気工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-15)第15363号	平成15年7月22日	(有)和工建設	福森 和彦	伊予郡砥部町宮内1034-1	平成19年4月17日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第16034号	平成18年10月17日	三和建設(株)	河内 公平	西宇和郡伊方町三机乙4364-7	平成19年4月17日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-15)第14207号	平成16年3月1日	(株)ライフプランニング	宇野 健一	松山市南久米町7-16	平成19年4月18日	建築工事業	建設業の廃止

( 般 - 16 )第15597号	平成16年 7月23日	(株)松山土木工業	宇都宮克仁	松山市太山寺町915	平成19年 4月18日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 14 )第15012号	平成14年 5月17日	(有)徳光建設	木下 徳之	松山市溝辺町甲821	平成19年 4月20日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 18 )第13562号	平成18年 10月28日	(株)スズキハウス愛媛	門脇 計男	新居浜市滝の宮町1 - 20	平成19年 4月24日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 14 )第1654号	平成14年 8月29日	(有)武内土建	武内 伸司	八幡浜市保内町宮内1番 耕地323 - 1	平成19年 4月25日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
( 特 - 16 )第2969号	平成17年 3月22日	(株)河本晃工務店	小谷 泰	松山市来住町631 - 1	平成19年 4月25日	建築工事業	建設業の廃止
( 特 - 17 )第15747号	平成17年 5月23日	(株)西田興産	西田 弘二	大洲市徳森248	平成19年 4月25日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般・特 - 18 )第4451号	平成18年 9月19日	(株)松浦組	松浦 八一	西予市宇和町明石382	平成19年 4月26日	土木工事業 建築工事業 管工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 )第6228号	平成18年 7月3日	(有)宇都宮組	宇都宮美奈子	西予市野村町富野川595	平成19年 4月26日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 944 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成19年 5月22日

弓削港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

ア 位置

(ア) 1工区

越智郡上島町弓削土生105番から同町弓削太田190番1までの地先公有水面

(イ) 2 - 2工区

越智郡上島町弓削太田108番から同99番までの地先公有水面

(ウ) 3工区

越智郡上島町弓削下弓削839番1地先の公有水面及び同町弓削下弓削209番から同121番6までの地先公有水面

イ 区域

(ア) 1工区

次の1点から35点までを順次直線で結んだ線、35点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.83メートル)における陸と公有水面との接する線、36点から59点までを順次直線で結んだ線並びに59点と36点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.83メートル)における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点(越智郡上島町弓削下弓削119番地先の岳ノ下防波堤

に設置された金属鉄)は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

1点は、基点から真北117度25分36秒757.09メートルの地点

2点は、1点から真北261度58分14秒1.18メートルの地点

3点は、2点から真北349度31分14秒1.51メートルの地点

4点は、3点から真北259度31分54秒1.21メートルの地点

5点は、4点から真北349度30分40秒2.50メートルの地点

6点は、5点から真北79度32分24秒1.22メートルの地点

7点は、6点から真北348度08分10秒6.69メートルの地点

8点は、7点から真北337度30分38秒5.91メートルの地点

9点は、8点から真北334度53分19秒8.27メートルの地点

10点は、9点から真北331度19分33秒5.32メートルの地点

11点は、10点から真北330度32分31秒5.78メートルの地点

12点は、11点から真北329度47分35秒4.63メートルの地点

13点は、12点から真北329度05分34秒4.56メートルの地点

14点は、13点から真北328度48分28秒0.81メートルの地点

15点は、14点から真北328度21分26秒4.90メートルの地点

16点は、15点から真北327度38分35秒4.83メートルの地点

17点は、16点から真北327度01分58秒3.71メートルの地点

18点は、17点から真北327度03分29秒13.13メートルの地点

点

19点は、18点から真北327度04分31秒0.80メートルの地点

20点は、19点から真北327度03分34秒1.75メートルの地点

21点は、20点から真北237度04分16秒1.21メートルの地点

22点は、21点から真北327度03分49秒2.50メートルの地点

23点は、22点から真北57度04分16秒1.21メートルの地点

24点は、23点から真北327度02分53秒2.75メートルの地点

25点は、24点から真北324度58分20秒4.82メートルの地点

26点は、25点から真北326度25分56秒5.42メートルの地点

27点は、26点から真北327度58分51秒1.06メートルの地点

28点は、27点から真北327度54分36秒0.80メートルの地点

29点は、28点から真北327度57分21秒3.38メートルの地点

30点は、29点から真北329度26分52秒5.10メートルの地点

31点は、30点から真北330度54分01秒5.07メートルの地点

32点は、31点から真北 332 度25分11秒5 56メートルの地点  
 33点は、32点から真北 323 度01分25秒3 35メートルの地点  
 34点は、33点から真北 327 度00分27秒4 31メートルの地点  
 35点は、34点から真北54度20分36秒2 .04メートルの地点  
 36点は、基点から真北 182 度12分53秒647 .67メートルの地点

37点は、36点から真北 268 度21分45秒1 .99メートルの地点  
 38点は、37点から真北 352 度50分06秒2 .11メートルの地点  
 39点は、38点から真北 357 度41分07秒2 .08メートルの地点  
 40点は、39点から真北 340 度36分35秒2 .67メートルの地点  
 41点は、40点から真北 342 度28分49秒5 50メートルの地点  
 42点は、41点から真北 344 度54分38秒5 .13メートルの地点  
 43点は、42点から真北 347 度18分15秒5 37メートルの地点  
 44点は、43点から真北 349 度41分28秒5 .03メートルの地点  
 45点は、44点から真北 352 度03分26秒5 38メートルの地点  
 46点は、45点から真北 354 度31分57秒5 53メートルの地点  
 47点は、46点から真北 357 度02分17秒5 33メートルの地点  
 48点は、47点から真北 359 度24分16秒5 .10メートルの地点  
 49点は、48点から真北 1 度44分36秒5 .10メートルの地点  
 50点は、49点から真北 4 度05分10秒5 .18メートルの地点  
 51点は、50点から真北 5 度56分33秒3 .03メートルの地点  
 52点は、51点から真北 276 度38分47秒1 21メートルの地点  
 53点は、52点から真北 7 度25分07秒3 40メートルの地点  
 54点は、53点から真北96度38分27秒1 21メートルの地点  
 55点は、54点から真北 9 度08分50秒4 .10メートルの地点  
 56点は、55点から真北10度57分05秒3 83メートルの地点  
 57点は、56点から真北 8 度09分51秒5 .78メートルの地点  
 58点は、57点から真北13度09分42秒7 24メートルの地点  
 59点は、58点から真北 101 度55分36秒1 .03メートルの地点

## (イ) 2 - 2 工区

次の84 - 3点から 109点までを順次直線で結んだ線、109点と84 - 3点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( T . P . + 1 83メートル) における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点 (越智郡上島町弓削下弓削 119番地先の岳ノ下防波堤に設置された金属鈹) は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

84 - 3点は、基点から真北 170 度36分14秒458 22メートルの地点

84 - 2点は、84 - 3点から真北 316 度37分26秒7 37メートルの地点

85点は、84点から真北46度37分14秒6 43メートルの地点  
 86点は、85点から真北46度26分06秒5 97メートルの地点  
 87点は、86点から真北46度13分28秒5 56メートルの地点  
 88点は、87点から真北46度01分37秒1 70メートルの地点  
 89点は、88点から真北45度59分51秒0 80メートルの地点  
 90点は、89点から真北46度01分38秒2 20メートルの地点  
 91点は、90点から真北45度50分05秒5 .09メートルの地点  
 92点は、91点から真北45度38分01秒4 30メートルの地点  
 93点は、92点から真北45度41分37秒0 80メートルの地点  
 94点は、93点から真北45度26分37秒5 .04メートルの地点  
 95点は、94点から真北45度14分33秒5 .04メートルの地点  
 96点は、95点から真北45度02分52秒5 65メートルの地点

97点は、96点から真北44度51分32秒4 65メートルの地点  
 98点は、97点から真北44度39分47秒4 78メートルの地点  
 99点は、98点から真北 314 度33分56秒1 21メートルの地点  
 100点は、99点から真北44度32分53秒3 70メートルの地点  
 101点は、100点から真北 134 度33分53秒1 21メートルの地点

102点は、101点から真北44度31分32秒1 .19メートルの地点

103点は、102点から真北44度17分43秒4 82メートルの地点

104点は、103点から真北44度06分37秒5 .16メートルの地点

105点は、104点から真北43度54分41秒4 88メートルの地点

106点は、105点から真北43度43分30秒5 .01メートルの地点

107点は、106点から真北43度31分46秒3 64メートルの地点

108点は、107点から真北36度03分47秒5 21メートルの地点

109点は、108点から真北 126 度40分08秒1 .02メートルの地点

## (ウ) 3 工区

次の110点から 115点までを順次直線で結んだ線、115点と110点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( T . P . + 1 83メートル) における陸と公有水面との接する線、116点から 160点までを順次直線で結んだ線並びに 160点と 116点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( T . P . + 1 83メートル) における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点 (越智郡上島町弓削下弓削 119番地先の岳ノ下防波堤に設置された金属鈹) は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

110点は、基点から真北 130 度45分00秒288 .18メートルの地点

111点は、110点から真北17度17分50秒3 68メートルの地点

112点は、111点から真北 107 度20分19秒0 99メートルの地点

113点は、112点から真北17度22分09秒4 .17メートルの地点

114点は、113点から真北17度22分15秒2 38メートルの地点

115点は、114点から真北17度03分21秒8 .02メートルの地点

116点は、基点から真北 108 度06分17秒259 27メートルの地点

117点は、116点から真北 6 度22分17秒1 98メートルの地点

118点は、117点から真北 4 度46分14秒5 22メートルの地点

119点は、118点から真北 3 度00分51秒5 .19メートルの地点

120点は、119点から真北 1 度19分20秒4 85メートルの地

点  
 121 点は、120 点から真北 358 度42分20秒4 .72メートルの  
 地点  
 122 点は、121 点から真北 356 度03分20秒4 .87メートルの  
 地点  
 123 点は、122 点から真北 353 度28分36秒4 .52メートルの  
 地点  
 124 点は、123 点から真北 350 度53分40秒4 .83メートルの  
 地点  
 125 点は、124 点から真北 348 度18分39秒4 .65メートルの  
 地点  
 126 点は、125 点から真北 345 度34分06秒5 .28メートルの  
 地点  
 127 点は、126 点から真北 254 度05分54秒1 .24メートルの  
 地点  
 128 点は、127 点から真北 343 度26分01秒2 .48メートルの  
 地点  
 129 点は、128 点から真北72度44分52秒1 .24メートルの地  
 点  
 130 点は、129 点から真北 342 度16分54秒1 .74メートルの  
 地点  
 131 点は、130 点から真北 340 度27分56秒4 .78メートルの  
 地点  
 132 点は、131 点から真北 337 度55分26秒4 .53メートルの  
 地点  
 133 点は、132 点から真北 335 度19分16秒4 .93メートルの  
 地点  
 134 点は、133 点から真北 332 度40分37秒3 .29メートルの  
 地点  
 135 点は、134 点から真北 332 度40分14秒0 .90メートルの  
 地点  
 136 点は、135 点から真北 330 度19分24秒4 .75メートルの  
 地点  
 137 点は、136 点から真北 236 度17分14秒1 .32メートルの  
 地点  
 138 点は、137 点から真北 326 度17分51秒 10 .00 メートル  
 の地点  
 139 点は、138 点から真北56度19分20秒1 .33メートルの地  
 点  
 140 点は、139 点から真北 322 度17分07秒4 .78メートルの  
 地点  
 141 点は、140 点から真北 319 度37分19秒4 .70メートルの  
 地点  
 142 点は、141 点から真北 317 度01分50秒4 .72メートルの  
 地点

143 点は、142 点から真北 314 度18分13秒5 .20メートルの  
 地点  
 144 点は、143 点から真北 222 度45分48秒0 .23メートルの  
 地点  
 145 点は、144 点から真北 312 度11分30秒2 .50メートルの  
 地点  
 146 点は、145 点から真北41度43分48秒0 .24メートルの地  
 点  
 147 点は、146 点から真北 310 度58分06秒1 .91メートルの  
 地点  
 148 点は、147 点から真北 309 度11分31秒4 .61メートルの  
 地点  
 149 点は、148 点から真北 306 度28分31秒5 .23メートルの  
 地点  
 150 点は、149 点から真北 303 度55分54秒4 .98メートルの  
 地点  
 151 点は、150 点から真北 302 度30分06秒4 .57メートルの  
 地点  
 152 点は、151 点から真北 301 度08分49秒4 .32メートルの  
 地点  
 153 点は、152 点から真北 299 度45分45秒5 .01メートルの  
 地点  
 154 点は、153 点から真北 298 度16分40秒4 .74メートルの  
 地点  
 155 点は、154 点から真北 296 度50分17秒4 .89メートルの  
 地点  
 156 点は、155 点から真北 295 度20分12秒5 .02メートルの  
 地点  
 157 点は、156 点から真北 294 度10分19秒2 .75メートルの  
 地点  
 158 点は、157 点から真北 294 度33分46秒 17 .47 メートル  
 の地点  
 159 点は、158 点から真北25度20分07秒3 .86メートルの地  
 点  
 160 点は、159 点から真北25度20分37秒2 .77メートルの地  
 点

ウ 面積

1 工区	961.96平方メートル
2 - 2 工区	505.41平方メートル
3 工区	2,066.28平方メートル
合 計	3,533.65平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成17年 2月28日 愛媛県指令16港第 727 号

4 しゅん功認可年月日

平成19年 5月22日

○愛媛県告示第 945 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川丹原線	西条市丹原町願連寺243番1地先から 同町池田1770番4まで	平成19年5月22日

## ○愛媛県告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	今治波方港線	今治市山路字大坪427番11から 同市山路字大坪456番8まで	旧	メートル 7.5～12.0 7.0～8.2	キロメートル 0.055 0.055	
			新	7.0～8.2	0.055	
"	"	今治市山路字大坪427番11から 同市山路字大坪456番8まで	旧	7.0～8.2	0.055	
			新	8.0～20.0	0.055	

## ○愛媛県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市山路字大坪427番11から 同市山路字大坪456番8まで	平成19年5月22日

## ○愛媛県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲901番2地先から 同町甲902番4まで	旧	メートル 3.8～23.4	キロメートル 0.084	
			新	15.8～23.4	0.084	

## ○愛媛県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲901番2地先から 同町甲902番4まで	平成19年 5月22日

○愛媛県告示第 950 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市余戸西六丁目1843番2から 同市余戸西六丁目1833番2まで	平成19年 5月22日

○愛媛県告示第 951 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市川の郷町乙141番84から 同町乙16番109まで	旧	メートル 2.7 ~ 3.0	キロメートル 0.050	
			新	2.7 ~ 10.5	0.050	
"	"	松山市小野町乙16番110から 同町乙16番111まで	旧	3.0 ~ 6.0	0.058	
			新	3.0 ~ 12.5	0.058	
"	"	松山市小野町乙16番103から 同町乙16番98まで	旧	4.5 ~ 7.5	0.070	
			新	7.5 ~ 11.0	0.070	
"	"	松山市小野町甲150番2から 同町甲141番3まで	旧	3.5 ~ 3.7	0.049	
			新	7.0 ~ 9.0	0.049	

○愛媛県告示第 952 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市川の郷町乙141番84から 同町乙16番109まで	平成19年 5月22日
"	"	松山市小野町乙16番110から 同町乙16番111まで	"

〃	〃	松山市小野町乙16番103から 同町乙16番98まで	〃
〃	〃	松山市小野町甲150番2から 同町甲141番3まで	〃

## ○愛媛県告示第 953 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市越智町289番7から 同町296番13まで	旧	メートル 8.5～26.0	キロメートル 0.182	
			新	15.0～27.0	0.182	

## ○愛媛県告示第 954 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市越智町289番7から 同町296番13まで	平成19年 5月22日

## ○愛媛県告示第 955 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3549番2から 同字3549番2まで	旧	メートル 30.0～34.1	キロメートル 0.015	
			新	31.7～35.3	0.015	

## ○愛媛県告示第 956 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3548番2から 同字3556番まで	平成19年 5月22日

○愛媛県告示第 957 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	大洲市肱川町中津1369番 2 地先から 同町中津1382番地先まで	旧	メートル 4.8 ~ 7.8	キロメートル 0.148	
			新	4.8 ~ 36.0	0.148	

○愛媛県告示第 958 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地3632番 4 から 同町平地5349番 3 まで	平成19年 5月22日
"	"	大洲市平野町平地5357番から 同町平地5363番 1 まで	"

○愛媛県告示第 959 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
 平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第 7 号 平成19年 5月10日	伊予郡砥部町拾町252番 2	松山市鷹子町200番地 6 森 岡 昌 彦 森 岡 淳 子

訓 令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第 1 条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 2（第 4 条関係） 局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項	別表第 2（第 4 条関係） 局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農村整備課	1 省略				
	2 土地改良事業に関する事業	1～11 省略			
		12 市町が負担すべき金額に係る意見の聴取（ <u>地方財政法第27条第2項</u> 、 <u>土地改良法第90条第10項</u> 、 <u>第91条第6項</u> ）			
	13 省略				
3～8 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農村整備課	1 省略				
	2 土地改良事業に関する事業	1～11 省略			
		12 市町が負担すべき金額に係る意見の聴取（ <u>地方財政法第27条第2項</u> 、 <u>土地改良法第90条第10項</u> 、 <u>第91条第6項</u> ）			
	13 省略				
3～8 省略					

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方局長の専決事項）</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に係る事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(27)の2 省略</p> <p><u>(27)の3 地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づく県営土地改良事業に係る市町が負担すべき金額に係る意見の聴取に関すること。</u></p> <p>(27)の4～(46) 省略</p> <p>6～9 省略</p>	<p>（地方局長の専決事項）</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に係る事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(27)の2 省略</p> <p>(27)の3 _____土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づく県営土地改良事業に係る市町が負担すべき金額に係る意見の聴取に関すること。</p> <p>(27)の4～(46) 省略</p> <p>6～9 省略</p>

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**公 告**

**○公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年5月10日	NPO法人 プロジェクト2008	村 上 進	愛媛県西条市飯岡2605番地1	この法人は、愛媛県民に対して、人権擁護・啓発に関する情報収集、調査研究、相談・支援活動、人権啓発劇の上演に関する事業を行い、差別の解消、人権の確立に努め、県民のたれもが温かく住みよいと感じる社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による平成19年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成19年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時  
平成19年 9月 5日（水）午前 9時
- 2 試験の場所
  - (1) 学科試験  
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
  - (2) 実地試験  
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間  
平成19年 7月30日（月）から 8月 6日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先  
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課とする。
- 5 その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

教育委員会公告

○公 告

平成20年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、平成20年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成19年 5月22日

愛媛県教育委員会

教育長 野 本 俊 二

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小 学 校 教 員	平成19年 7月24日(火)から 27日(金)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目 3 番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148番地 2)
中 学 校 教 員 (各教科)	平成19年 7月24日(火)から 27日(金)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148番地 2)
高 等 学 校 教 員 (各教科(科目))	平成19年 7月24日(火)から 27日(金)まで	松山北高等学校 (松山市文京町 4 番地 1)
特別支援学校教員		
養 護 教 員	平成19年 7月24日(火)から 26日(木)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148番地 2)

注 1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成19年 5月23日（水）から 6月20日（水）まで（郵送による

場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。）

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成20年 3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- (2) 昭和48年 4月 2日以降に出生した者。ただし、高等学校の農業、工業又は商業の教員志願者については、昭和43年 4月 2日以降に出生した者  
なお、他の都道府県で学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校の教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）については、年齢を制限しない。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成20年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の請求方法

(1) 請求先

志 願 種 別	あ て 先
小 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912 2942
中 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話（089）912 2952
高 等 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912 2942
特別支援学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912 2942
養 護 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912 2942

(2) 請求方法

封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書き、140円切手をはった、あて先明記の返信用封筒（角形 2号）を同封して請求すること。

(3) インターネットによる交付

上記の方法によるほか、愛媛県のホームページから印刷して取り出すことができる。